

牧之原市気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設実施要領

1 目的

気候変動適応法の改正により、極端に高温の発生時に暑さをしのぐ施設として、指定暑熱避難施設(以下「クーリングシェルター」という)を市長が指定し、実施するための事項を定める。

2 クーリングシェルターの指定

市は、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、市内に存する施設であって、基準に適合するものをクーリングシェルターとして指定することができる。

また、民間施設をクーリングシェルターとして指定しようとするときは、当該施設の管理者の同意を得て、協定内容を協議の上、協定を締結する。

3 クーリングシェルターの基準

- (1) 適当な冷房設備を有すること
- (2) 熱中症特別警戒情報(以下「熱中症特別警戒アラート」)が発表されたときは、当該施設を住民その他の者に開放することができること
- (3) 住民その他の者の滞在のために供すべき部分について、必要かつ適切な空間を確保すること

4 クーリングシェルターの運用期間

4月第4水曜日から10月第4水曜日まで
(熱中症警戒情報・熱中症特別警戒情報の運用期間)

5 クーリングシェルターの公表

市は、クーリングシェルターを指定したときは、下記の情報をホームページ等で公表する。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の所在地
- (3) 開放する曜日・時間帯
- (4) 受け入れ可能人数
- (5) 施設の連絡先(電話番号・メール・ホームページ等)

6 クーリングシェルター施設管理者の実施内容

- (1) 市が用意するクーリングシェルターの表示、熱中症対策の啓発チラシ等を見やすい場所へ掲示する。
- (2) 施設管理者の対応可能な範囲において、熱中症特別警戒アラートの発表時以

外においても、市民が暑熱を避けるための休憩場所「涼み処」として施設を一般に開放し、熱中症予防に努める。

(3) 体調不良者が出た場合には、速やかに救急車を呼ぶなど通常の対応をする。

7 クーリングシェルターの公募

(1) 市は、クーリングシェルターとして指定を希望する、民間施設について、随時公募を行う。

(2) 応募方法については、別紙応募用紙に、必要事項を記入し、健康推進課へメールまたは直接提出する。

(3) 市は、応募した施設の管理者と協定内容を協議し、協定の締結を行う。